

葬 祭 費 と は ？

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に**葬祭費3万円**が支給されます。こちらの給付は、市の窓口へ申請が必要です。なお、葬祭費は、北海道後期高齢者広域連合が口座へ振り込みします。振り込まれるまで日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。また、葬祭費は、葬祭を行った日の翌日から2年経過すると時効により支給できませんので、ご注意ください。

被保険者が亡くなった場合

申請に必要なもの

- 葬祭を行った方であることを確認できるもの（会葬礼状、葬祭を行った領収書など）
- 振込先口座の通帳

※本人確認が必要となる場合もありますので、詳しくは市の窓口へご確認ください。

※亡くなった被保険者の被保険者証をお持ちの方は、市の窓口へお返しください。

代理人が申請するときに必要なもの

- 葬祭を行った方の印鑑
- 葬祭を行った方であることを確認できるもの（会葬礼状、葬祭を行った領収書など）
- 振込先口座の通帳
- 委任状（市町村の窓口にあります。）

